

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則	生活衛生課
○長崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	都市政策課
◎ 告 示	
・生活保護法に基づく指定介護機関の指定	福祉保健課
・生活保護法に基づく指定介護機関の変更	//
・生活保護法に基づく指定施術機関の指定	//
・生活保護法に基づく指定施術機関の廃止	//
○長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱の一部改正	産業政策課
・漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立	水産経営課
○屋外広告物禁止区域等の指定の一部改正	都市政策課
○屋外広告物許可区域等の指定の一部改正	//
○屋外広告物許可地域の除外にかかる指定の一部改正	//
・道路の区域変更（4件）	道路維持課
・道路の供用開始（2件）	//
◎ 公 告	
・換地計画の決定	農村整備課
・測量の実施	建設企画課
・測量の終了（3件）	建設企画課
・落札者等	物品管理室
◎ 選挙管理委員会告示	
・選挙人名簿登録者数の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数	選挙管理委員会書記室
◎ 人事委員会規則	
○会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局
◎ 長崎県病院企業団規則	
・長崎県病院企業団一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則	長崎県病院企業団

規 則

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

長崎県知事 平田 研

長崎県規則第5号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和33年長崎県規則第43号）の一部を次のように改正する。

様式第5号を次のように改める。
様式第5号（第6条関係）

クリーニング師試験受験願書

年 月 日

長崎県知事 様

(ふりがな)

氏 名

クリーニング師試験を受けたいので、関係書類及び手数料を添えて申し込めます。

本 籍 地	都・道・府・県
住 所	
生年月日	
性 別	男 ・ 女
個人番号	

※添付書類

- 1 履歴書
- 2 写真（出願前6か月以内に撮影した正面、脱帽、上半身のもので裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
- 3 クリーニング師試験の受験資格を有する者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者）であることを証する書類（卒業証明書又は卒業証書の写し）

備考

この申請書の様式は、九州各県（熊本県及び沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、申請書のあて先を書き換えていただければ、九州各県の申請書様式として利用できます。

様式第7号から様式第9号までを次のように改める。

様式第7号(第9条関係)

クリーニング師免許申請書

年 月 日

長崎県知事 様

氏 名

クリーニング師の免許を受けたいので、関係書類及び手数料を添えて、申請します。

1 本 籍

2 住 所

3 氏 名

旧姓・通称名（併記を希望する場合）

4 生年月日

5 クリーニング師試験を合格した年度

6 性 別 男 ・ 女

7 個人番号

注 1 免許証に旧姓の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に旧姓を記入すること。

2 外国籍の方で、免許証に通称名の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に通称名を記入すること。

備考 次の書類を添付すること。

(1) 戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し（クリーニング師試験の申請時から氏名又は本籍に変更があった者については、戸籍謄本又は戸籍抄本）

(2) 業務を行おうとする場所を記載した書類

様式第8号（第10条関係）

クリーニング師免許証再交付申請書

年 月 日

長崎県知事 様

氏 名

クリーニング師免許証の再交付を受けたいので、クリーニング業法施行規則第6条第1項の規定により、関係書類及び手数料を添えて申請します。

本籍(都道府県名)		
住 所		
免許証登録番号	第	号
免許証登録年月日	年	月 日
旧姓・通称名 (併記を希望する場合)	(氏)	(名)
生 年 月 日	年	月 日
性 別	男	・ 女
個 人 番 号		
再交付申請の理由		

※添付書類

破り又は汚した場合は、その免許証

- 注 1 免許証に旧姓の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に旧姓を記入すること。
 2 外国籍の方で、免許証に通称名の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に通称名を記入すること。

備考

この申請書の様式は、九州各県（熊本県及び沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、申請書のあて先を書き換えていただければ、九州各県の申請書様式として利用できます。

様式第9号（第10条関係）

クリーニング師免許証訂正申請書

年 月 日

長崎県知事 様

氏 名

下記のとおり本籍（氏名）を変更しましたので、関係書類及び手数料を添えて、免許証の訂正を申請します。

記

1 本 籍

2 住 所

3 氏名及び生年月日

旧姓・通称名（併記を希望する場合）

4 旧本籍又は旧氏名

5 変更年月日

6 性 別 男 ・ 女

7 個人番号

注 1 免許証に旧姓の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に旧姓を記入すること。

2 外国籍の方で、免許証に通称名の併記を希望する場合は、「旧姓・通称名」欄に通称名を記入すること。

備考 次の書類を添付すること。

- (1) クリーニング師免許証
- (2) 戸籍謄本又は抄本

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

長崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

長崎県知事 平田 研

長崎県規則第6号

長崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県屋外広告物条例施行規則（昭和39年長崎県規則第110号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
（景観行政団体等の特例を適用する市町） 第27条 条例第46条第2項の規則で定める市町の名称及びその行う事務の範囲は、次の表のとおりとする。		（景観行政団体等の特例を適用する市町） 第27条 条例第46条第2項の規則で定める市町の名称及びその行う事務の範囲は、次の表のとおりとする。	
市町の名称	事務の範囲	市町の名称	事務の範囲
大村市 松浦市 <u>五島市</u> 小値賀町	略	大村市 松浦市 小値賀町	略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

告 示

長崎県告示第169号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和8年3月17日

長崎県知事 平田 研

（指 定）

事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
訪問看護ステーション 結絆 長崎県諫早市山川町1番4-4 西諫早地区センター2号店	合同会社 侑志会 代表社員 山口 悦史	長崎県諫早市貝津町2334番地2 訪問看護 介護予防訪問看護	令和7年4月1日

長崎県告示第170号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和8年3月17日

長崎県知事 平田 研

（変 更）

区分	事業所の名称及び所在地	届出者の名称及び所在地	変更事項	変更年月日

旧	鍼先医院デイ・ケア	長崎県西彼杵郡時津町浜田郷520-5	医療法人 行清会 理事長 鍼先 清一郎	長崎県西彼杵郡時津町浜田郷201-3	所在地変更	令和7年8月1日
新		長崎県西彼杵郡時津町浜田郷201-3				

長崎県告示第171号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関として次のとおり指定した。

令和8年3月17日

長崎県知事 平田 研

（指 定）

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	開設施術所名称 (施術所を開設している場合)	開設施術所所在地 (施術所を開設している場合)	指定年月日
柔道整復	古賀 寿喜也	長崎県諫早市長田町55-7 Ammoudi東諫早102号			令和8年2月1日
柔道整復	田中 辰弘	長崎県南島原市西有家町里坊165-1 里坊アパート1号	南島原整骨院	長崎県南島原市西有家町里坊165-1 里坊アパート2号	令和8年1月19日
あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう	柳井 惣一郎	長崎県諫早市若葉町203-32	やない鍼灸治療院	長崎県諫早市永昌町4-7	令和8年1月9日

長崎県告示第172号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和8年3月17日

長崎県知事 平田 研

（廃 止）

業務の種類	指定施術機関名 (施術者氏名)	施術者住所	施術所名称 (施術所を開設している場合)	施術所所在地 (施術所を開設している場合)	廃止年月日
はり・きゅう	村上 恭子	長崎県佐世保市陣の内町869番地39 アートインフェアリーハウスⅡ103号			令和8年1月27日
柔道整復・はり・きゅう	溝下 昌央	長崎県大村市松並2丁目1214-4			令和2年3月13日
柔道整復	川邊 楓	長崎県大村市富の原1-1214-6			令和8年2月2日
あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう	川内 江利子	長崎県佐世保市黒髪町14番14号			令和8年2月2日

長崎県告示第173号

長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第299号）の一部を次のように改正し、令和7年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和8年3月17日

長崎県知事 平田 研

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 企業振興課関係						別表（第2条関係） 企業振興課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～10 略						1～10 略					
11	製造業サプライチェーン強化補助金	物価高騰の影響を受けている県内製造業企業の設備投資等、生産性向上の取組を支援し、受注の拡大及び県内発注の増加につなげることにより、県内サプライチェーンの強化を促進する。	補助対象者が行う県内サプライチェーン強化に資する設備投資に要する経費	3分の2以内	知事が適当と認める県内企業等						
新産業推進課関係						新産業推進課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～13 略						1～13 略					
14	AI活用向上支援事業費補助金	県内中小企業におけるより高度な生産性向上の取組を推進するため、企業内でAIを活用できる人材育成等を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 人材育成に要する経費 (2) AIツールや機器等の導入に要する経費	3分の2以内	知事が適当と認める県内中小企業者等						
経営支援課関係						経営支援課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～12 略						1～12 略					
13	事業承継促進・後継者事業	中小企業者等の事業承継の取組を支援し、物	補助対象者が行う次に掲げる取組に要する経費 (1) 事業承継の	2分の1以内 。ただし、小	略	13	事業承継促進・後継者事業	中小企業者等の事業承継の取組を支援し、物	補助対象者が行う次に掲げる取組に要する経費 (1) 事業承継の	2分の1以内	略

展開支援補助金	価高騰等での先行き不安による廃業を防ぎ地域の雇用維持や技術等の伝承に繋げる。	課題整理に要する専門家活用経費 (2) 後継者による承継後を見据えた事業展開に要する経費	規模事業者について <u>は3分の2以内とする。</u>		
14及び15 略					
雇用労働政策課関係					
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1～4 略					
5 魅力ある職場づくり推進補助金	県内中小企業者等が行う魅力ある職場づくりを支援することで、企業の人材確保及び定着を推進する。	次に掲げる経費 (1) 職場環境改善に関する経費 (2) 企業の人材確保につながる発信強化経費	3分の2以内	知事が <u>適当と認める</u> 県内中小企業者等	

長崎県告示第174号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第4項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第4項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和8年3月17日

長崎県知事 平田 研

加入区	漁業の区分
大瀬戸町加入区	小型合併漁業（主としてたこつばを営む漁業）

長崎県告示第175号

屋外広告物禁止区域等の指定（平成9年長崎県告示第634号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から適用する。

令和8年3月17日

長崎県知事 平田 研

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
長崎県屋外広告物条例（昭和39年長崎県条例第60号。以下、「条例」という。）第20条第1号の規定に基づき、条例第3条第6号の規定による地域並びに同条第12号、第15号及び第4条第1項第9号の規定による区間並びに区域を次のとおり指定したので、告示する。 なお、屋外広告物禁止地域等の指定に関する告示（昭和39年長崎県告示第601号）は、廃止する。 1 略 2 条例第3条第12号の規定によるもの	長崎県屋外広告物条例（昭和39年長崎県条例第60号。以下、「条例」という。）第20条第1号の規定に基づき、条例第3条第6号の規定による地域並びに同条第12号、第15号及び第4条第1項第9号の規定による区間並びに区域を次のとおり指定したので、告示する。 なお、屋外広告物禁止地域等の指定に関する告示（昭和39年長崎県告示第601号）は、廃止する。 1 略 2 条例第3条第12号の規定によるもの

種別	鉄道又は 道路番号 又は名称	指定する区間	指定する区域
略			
略			
略			
3 条例第3条第15号の規定によるもの			
(1) 略			
(2) 島原市白土湖及びその周辺で、別紙図面5に表示する区域			
4 条例第4条第1項第9号の規定によるもの			
次の各号に掲げる道路の両側にある石垣、よう壁及び土は			
(1) 条例第5条第3号に規定する区域内の国道及び主要県道（条例第3条第12号の規定により指定された区間を除く。）			
(2) 諫早市道永昌東諫早線の全区間			

種別	鉄道又は 道路番号 又は名称	指定する区間	指定する区域
略			
//	福江空港 線	//	//
略			
五島市道	福江縦貫 線	別紙図面5に 表示する区間	別紙図面5に 表示する区間
略			
3 条例第3条第15号の規定によるもの			
(1) 略			
(2) 島原市白土湖及びその周辺で、別紙図面6に表示する区域			
4 条例第4条第1項第9号の規定によるもの			
(1) 次の各号に掲げる道路の両側にある石垣、よう壁及び土は			
ア 条例第5条第3号に規定する区域内の国道及び主要県道（条例第3条第12号の規定により指定された区間を除く。）			
イ 諫早市道永昌東諫早線の全区間			
(2) 五島市石田城跡の区域内の石垣、よう壁及び土は			

別紙図面5を削り、別紙図面6を別紙図面5とする。

長崎県告示第176号

屋外広告物許可区域等の指定（平成19年長崎県告示第137号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から適用する。

令和8年3月17日

長崎県知事 平田 研

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
長崎県屋外広告物条例（昭和39年長崎県条例第60号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、条例第5条第4号から第6号までの規定による区域及び区間を指定したので告示する。なお、屋外広告物許可区域等の指定（昭和39年長崎県告示第602号）及び屋外広告物許可区域等の指定（昭和58年長崎県告示第221号）は廃止する。	長崎県屋外広告物条例（昭和39年長崎県条例第60号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、条例第5条第4号から第6号までの規定による区域及び区間を指定したので告示する。なお、屋外広告物許可区域等の指定（昭和39年長崎県告示第602号）及び屋外広告物許可区域等の指定（昭和58年長崎県告示第221号）は廃止する。
1 略	1 略
2 条例第5条第5号の規定によるもの	2 条例第5条第5号の規定によるもの
(1)及び(2) 略	(1)及び(2) 略
(3) 上五島空港	(3) <u>福江空港の周囲500メートル以内の区域</u>
3 略	(4) 上五島空港 3 略

長崎県告示第177号

屋外広告物許可地域の除外にかかる指定（平成23年長崎県告示第868号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から適用する。

令和8年3月17日

長崎県知事 平田 研

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
長崎県屋外広告物条例（昭和39年長崎県条例第60号。以下「条例」という。）第5条第1号括弧書きの規定による区域を指定したので、条例第20条第1号の規定により告示する。		長崎県屋外広告物条例（昭和39年長崎県条例第60号。以下「条例」という。）第5条第1号括弧書きの規定による区域を指定したので、条例第20条第1号の規定により告示する。	
種別	除外する区域	種別	除外する区域
許可地域	長崎県景観計画区域として新たに屋外広告物の許可地域となった区域	許可地域	五島市景観計画区域として新たに屋外広告物の許可地域となった区域
略		//	長崎県景観計画区域として新たに屋外広告物の許可地域となった区域
略		略	

長崎県告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

長崎県知事 平田 研

道路の種類 主要地方道

路線名 巖原豆酸美津島線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市巖原町豆酸瀬字豆酸股264番地先から 対馬市巖原町豆酸瀬字豆酸股264番地先まで	前	13.2~34.9	168.8	
	後	14.9~25.1	168.8	

長崎県告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

長崎県知事 平田 研

道路の種類 一般国道

路線名 251号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
官公有無番地先（島原市有明町大三東甲字松崎下灰ノ久保東1442番1）から 官公有無番地先（島原市有明町大三東甲字松崎下灰ノ久保東1448番1）まで	前	37.2~40.1	76.2	
	後	34.1~40.0	76.2	

長崎県告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

る。

令和8年3月17日

長崎県知事 平田 研

道路の種類 主要地方道

路 線 名 野母崎宿線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市大崎町146番10地先から 長崎市大崎町131番3地先まで	前	13.7～15.7	31.4	
	後	15.2～16.5	31.4	

長崎県告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

長崎県知事 平田 研

道路の種類 主要地方道

路 線 名 上県小鹿港線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市上対馬町小鹿字クロヒラ387番23地先から 対馬市上対馬町小鹿字クロヒラ388番1地先まで	前	4.3～22.0	234.9	
	後	5.3～27.2	234.9	

長崎県告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

長崎県知事 平田 研

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 251号	官公有無番地先（島原市有明町大三東甲字松崎下灰ノ久保東1442番1）から 官公有無番地先（島原市有明町大三東甲字松崎下灰ノ久保東1448番1）まで	令和8年3月17日

長崎県告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

長崎県知事 平田 研

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 野母崎宿線	長崎市大崎町166番3地先から 長崎市大崎町131番3地先まで	令和8年3月23日

公 告

換地計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営農業競争力強化農地整備事業（中山間地域型）向月地区につき換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和8年3月17日

長崎県知事 平田 研

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営農業競争力強化農地整備事業（中山間地域型）向月地区 換地計画書
- 縦覧期間
令和8年3月17日から令和8年4月6日まで
- 縦覧場所
平 日：平戸市役所農林水産部農林整備課
土日祝日：平戸市役所警備員室

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和8年3月17日

長崎県知事 平田 研

基本測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県全域	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎市長から公共測量（数値地形図データ修正）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和8年3月17日

長崎県知事 平田 研

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日

長崎市	令和8年2月27日
-----	-----------

測定の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎県五島振興局上五島支所長から公共測量（3級基準点測量及びUAVレーザ測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和8年3月17日

長崎県知事 平田 研

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
南松浦郡新上五島町有川郷	令和8年3月5日

測定の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、時津町長から公共測量（3級基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和8年3月17日

長崎県知事 平田 研

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
西彼杵郡時津町左底郷	令和8年2月27日

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和8年3月17日

長崎県知事 平田 研

- 1 物品名及び予定数量
8入札第1号 広報誌【単価契約】 予定数量 約470,000部／1回×12回発行
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県出納局物品管理室
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話095-895-2881
- 3 調達方法
購入
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和8年3月6日
- 6 落札者
長崎市幸町7番1号 長崎スタジアムシティ STADIUM CITY NORTH 6F
TOPPAN株式会社長崎営業所 所長 霜出 浩嗣
- 7 落札価格
9.25円（1部あたりの単価）（消費税及び地方消費税を含まない額）
- 8 入札公告日
令和8年1月23日

9 落札方式
最低価格

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第51号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数は次のとおりである。

令和8年3月17日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

1	50分の1の数	21,224 人
2	総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	232,645 人
3	県議会議員選挙区別の3分の1の数	
	長崎市	109,952 人
	佐世保市・北松浦郡	68,717 人
	島原市	11,533 人
	諫早市	36,929 人
	大村市	26,799 人
	平戸市	7,778 人
	松浦市	5,654 人
	対馬市	7,604 人
	壱岐市	6,633 人
	五島市	9,611 人
	西海市	6,805 人
	雲仙市	11,161 人
	南島原市	11,440 人
	西彼杵郡	18,717 人
	東彼杵郡	9,568 人
	南松浦郡	4,824 人

人事委員会規則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第3号

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則（令和元年長崎県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前

別表第1（第5条関係）職種別基準表
ア 行政職給料表職種別基準表

職種又は職名	学歴 免許等	基礎号給		上限	
		職務 の級	号給	職務 の級	号給
略					
長崎平和発信事業専任職員	略				
地域日本語教育コーディネーター	高校卒	1	1	1	65
略					

別表第1（第5条関係）職種別基準表
ア 行政職給料表職種別基準表

職種又は職名	学歴 免許等	基礎号給		上限	
		職務 の級	号給	職務 の級	号給
略					
長崎平和発信事業専任職員	略				
略					

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

長崎県病院企業団規則

長崎県病院企業団一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年3月17日

長崎県病院企業団企業長 八橋 弘

長崎県病院企業団規則第2号

長崎県病院企業団一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 長崎県病院企業団一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成27年長崎県病院企業団規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第6条 削除	<u>（特定任期付職員業績手当）</u> 第6条 条例第4条第4項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、同条第2項又は第3項の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。
第7条 削除	第7条 特定任期付職員業績手当は、12月1日（以下「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者については、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、当該基準日の属する月の職員に支給される期末手当の支給日に支給することができるものとする。
（期末手当） 第8条 条例第5条第3項に規定する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の95.0、12月に支給する場合には100分の97.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ定める割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第8条 条例第5条第3項に規定する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ定める割合を乗じて得た額とする。
（勤勉手当） 第9条 条例第5条第3項に規定する勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の	

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八九五)
二一一一
四一

印刷所
印刷人

長崎県
長崎市
樺島町八番十二号

株式会社
クイック
プリン
ト
寺田宏
弥ト

87.5、12月に支給する場合においては100分の90.0を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ定める割合を乗じて得た額とする。

(条例第2条第2項に規定する任期付職員の級別資格基準表の適用方法等の特例)

第10条 略

(第2条第2項任期付職員の給料月額決定等の特例)

第11条 略

(初任給規則の規定の適用に関する読替え)

第12条 略

(雑則)

第13条 略

別表第1 (第4条関係)

号給	給料月額
	円
1	406,200
2	456,400
3	509,500
4	575,700
5	657,000
6	767,300
7	895,700

(条例第2条第2項に規定する任期付職員の級別資格基準表の適用方法等の特例)

第9条 略

(第2条第2項任期付職員の給料月額決定等の特例)

第10条 略

(初任給規則の規定の適用に関する読替え)

第11条 略

(雑則)

第12条 略

別表第1 (第4条関係)

号給	給料月額
	円
1	376,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

第2条 長崎県病院企業団一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第8条 条例第5条第3項に規定する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の96.25、12月に支給する場合においては100分の96.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第9条 条例第5条第3項に規定する勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の88.75、12月に支給する場合においては100分の88.75を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 条例第5条第3項に規定する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の95.0、12月に支給する場合においては100分の97.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第9条 条例第5条第3項に規定する勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の87.5、12月に支給する場合においては100分の90.0を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ定める割合を乗じて得た額とする。</p>

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の長崎県病院企業団一般職の任期付職員の採用等に関する規則（以下、「改正後の任期付職員規則」という。）の規定は、令和7年4月1日（改正後の任期付職員規則第8条及び第9条の規定にあっては、令和7年12月1日）から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の任期付職員規則の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の長崎県病院企業団一般職の任期付職員の採用等に関する規則に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員規則の規定による給与の内払とみなす。